

特61
748

孝經

山川早水述

詳解

東京 岡崎屋書店

明治
43.11.4
丙交



序言

孝經の書。孔子が門人曾子の爲に孝道を説きたるを録する者と傳へらる。其書に今文古文の二種ありて。學者互に之が眞贋を争ふ所有れども。當時實に孔子曾子の間に。孝に關する問答ありて。後ち其問答が孝經と名くる一部の成書となりて。現はれたりといふに至りては。諸家異論なきが如し。余を以て見れば。今文古文を論せず。全篇を通じて。若しくは少くとも其幾章は。或は後人の假托に非らざるかを疑はるる點あれども。是れ唯た臆測に止るのみにて。未だ確證を得ざれば。遽に偽書とは斷言すること能はず。姑く諸家の異論無きに従ふ。

孝經の作者に就きても亦た異論あり。孔子自ら作りて曾子に授くと曰ふ者あり。曾子の自著と曰ふ者あり。皆非なり。孔子自ら作る。豈に仲尼と稱し。子と稱せんや。曾子が録する所ならば。亦自ら曾子と記

するの禮なし。其仲尼曰と曰ひ。子曰と曰ひ。曾子曰と曰ふを見れば。蓋し曾子の門人の筆に成る者なり。筆者の氏名に至りては明に考ふるに由無し。

本書、仲尼間居曾子侍坐を以て起り、終に篇末に至るまで、復た日を換へ、話端を改めたるを見ざれば、師弟一日の問答なるに似たれども、文詞として已に一千数百餘言の多き、能く隻日の盡くす所ならんや。又何ぞ一氣に呵語するの要あらん。想ふに幾日にも涉れる行餘の話説なるべし。

古書に古今兩文あるは書經と孝經とのみ。傳へ言ふ。秦の始皇書を焚きて、前代の典籍、頗る散滅を致せり。漢興り文學復た盛なるに及び。武帝の時、河間に獻王あり、學を修め古を好み、令を下して善書を求む。人其先祖の舊書を藏する者、多く之を獻王に上る。顔真と云ふ者あり、父顔芝が藏なりとして、孝經一部を王に進む。王之を武帝に獻す。全

篇十八章悉く隸字を用ひて書せり。所謂今文孝經是なりと。其後大凡五十年、武帝の末、魯の共王、其宮宅を廣めんと欲し、其鄰せる孔子の遺宅、此時孔子歿後約四百年を経たり遺宅尙ほ或は存せんを毀つに當り、偶ま古書を納れたる石函を壁中より得たり。昔し秦火を避くるが爲め、之を石函に藏し屋壁の中に隠せしなり。孝經一部、亦函中に在り。此時魯の三老の一人に、孔子の裔孔子惠といふ者あり、孝經を持して京師に赴き、之を天子に獻せり。其書全篇二十二章、皆竹簡に書し、字悉く蚪斗形を用う。帝因て群儒をして隸書に改寫せしむと傳ふる者、所謂古文孝經是なり。兩種の孝經、河間王獻する所先づ出つと雖も、其書隸字を用ゐるを以て今文と名く、魯の共王得る所、後れて出づと雖も、其書蚪斗を用ゐるを以て、古文と名く、古文今文の名則ち二書出づる後、始めて起る。元と各其稱なし。

本書久しく支那に亡びて日本に存し、日本よりして、再び支那に傳へ

られたるといふ説。學者間に種種の考證あれども、孝經を讀むに於て、重要な關係無きを以て、今之を録せず。

例言

- 一 余孝經に於て今文を取れども本解は其流布の廣き古文孝經を用ゐたり。
- 一 注解の前人の説を襲ぐもの、今其姓名を擧げざるは文の煩ならざらんが爲めなり。
- 一 各章中に四書詩經書經等の文の本文と意義相通するものを録す經を以て經を解するの意なり人の爲めに本書を説く者に取りても聊か便益あらん其同義文を得ざる者闕如に従ふ。

一 卷末に今文孝經の正文を付載し以て古文との對照に備ふ、

明治四十三年六月

著者

目次

開宗明誼章第	一	一
天子章第	二	九
諸侯章第	三	一四
卿大夫章第	四	一八
士章第	五	二二
庶人章第	六	二六
孝平章第	七	二八
三才章第	八	二九
孝治章第	九	三三
聖治章第	十	三九
父母生績章第	十一	四六

孝優劣章第十二	四七
紀孝行章第十三	五二
五刑章第十四	五五
廣要道章第十五	五八
廣至德章第十六	六二
應感章第十七	六四
廣揚名章第十八	六九
閨門章第十九	七一
諫爭章第二十	七二
事君章第二十一	七七
喪親章第二十二	七九

孝經詳解

山川雲嘯述

開宗明誼章第一

孝經の章名は、論語孟子の如く、篇首の二三字を取りて、無意味に命じたるに非らず。其章の主意を約言せる語を以て題せり。開宗は大根本大宗旨を開き示すを言ふ。明誼は義理を明陳す。即ち此章は孝道の根本義を説く。孝經全篇の綱領にして以下二十一箇章は其條目なり。

仲尼間居。曾子侍坐。

〔字義〕

仲尼 孔子の字なり。支那の禮男子二十歳に至れば、始め

て冠を著け、其丁年に達したるを賀す。其時本名の外に、別に字といふ一種の稱呼を加ふ。字は名とは違ひ、其人に對する敬稱なれば、此章の如きも、孔子と書く代りに仲尼と書けり。下文には皆子曰とありて、此處のみ仲尼と出せども、別に理由としては無し。他書此の例頗る多し。間居 忙しきことも無く家に休息して居るを言ふ。燕居に同じ。曾子 名は參、字は子輿、魯の武城の人、孔子の門人なり、孔子より四十六歳若かりしとぞ。孔門の十哲中には加はりて居らざれども、七十二弟子中、錚々たる者にて、特に孝道を以て推重せられたり。其傳は史記仲尼弟子列傳に見へ、委しくは又孔子家語卷九七十二弟子解第三十八の十二人目に在り。家語は偽作との説ある書なれば、曾子の事蹟も悉くは信せられまじきも、尙ほ之によりて篤孝の人たりしことのみは推察するに足る。又其言行は論語にも散見す。參看すべし。曾子の子は、男子の通稱にて三人稱に用ゐたる

尋常の敬語なり。侍坐 長者の側に侍り坐するをいふ。

〔解釋〕 一日孔子が間居の時、曾子其の傍に侍坐せり。

子曰。參。先王有至德要道。以訓天下。民用和睦。上下亡怨。女知之乎。

〔字義〕 子曰 子は孔子たること言を俟たず、子曰を以て記せらるゝは孔子一人なり。獨り隋の王通が學説を載せたる文中子といふ書には、王通の言ふを子曰と書きてあれども、これは僭稱なれば、孔子と一列には論じ難からん。參 曾子の名師、弟子を呼ぶには其名を言ひ棄てにす。先王 支那の書には先王といふ語甚だ多く、殊に儒書に夥し。先王は堯舜、夏の禹王、殷の湯王、周の文王、文王の子武王の總敬稱なり。堯以前武王以後の帝王は、所謂先王の範圍に在らず、先王といふ語は、多くの場合、右の六王を指す、孔子が意見

を吐かるゝ時、先王と言はるゝは、實は自説としては人が服せぬ故、先王に托するものと言ふ學者あれども、實際六王の如きは、其徳業聖人と稱するに値すれば、孔子の先王を言はるゝ、強ち方便とは限られまじ。至徳要道 至徳は此上なき大徳、即ち孝徳の實體、要道は極樞要の道、即ち孝徳の活用なり。

〔解釋〕 孔子曰く、參よ、先王は至極の大徳樞要の道義を具有せられて居り、此の道徳を以て、天下の人民に教訓を垂られたり、人民其教訓を用ひ、人民同志自ら相和し和睦じく、従つて上下反目して怨を構ふこと無く、世の中極めて太平なるを得たり、先王に此徳ありて、此効ありしこと、汝存じて居るや。

曾子辟席曰。參不敏。何足以知之乎。

〔字義〕 辟席 席を離れて敬を表す、長上と問答する時に執るべき禮なり。

參 私といふ代りに參と名を言ふ、師長に對する禮なり、不敏 敏慧ならざる意、ふついかといふに同じ、謙遜の語。

〔解釋〕 曾子其坐せる席より退きて、孔子に答へて曰く、參の不肖焉んぞ以て此至徳要道を知るに足らんや

子曰。夫孝徳之本也。教之所繇生也。

〔義字〕 夫 發語の辭、さての意、徳 徳には善徳惡徳あれども、單に徳といふ時は善徳なり、繇 由の字に同じ、多く古書に用ゐる。

〔解釋〕 曾子席を避けて教を請ふ、是に於て孔子語りて曰く、先王の具へらるゝ至徳要道、豈に他ならんや、唯だ孝の一事のみ、夫れ孝は善く其父母に事ふるを謂ふ、仁義禮智の如きは、皆孝徳より出づ、故に孝は則ち萬徳の大本なり、教の類一ならず、君に忠、兄弟に友、朋

友に和曾教なり。然れども善く父母に事ふるより推及して發するものに外ならず。されば孝は實に教の由りて出で來る根據なり。

復坐。吾語汝。

〔字義〕 語。語の字音讀にてゴセンと訓すべし。ゴセンと讀む時は、道理を教へ告ぐるの意となる。之をかたると讀みて、單に話して聞かせんと解きては、意味甚だ淺し。

〔解釋〕 此時曾子尙ほ起立せり。孔子更に説かんと欲す。然れども孝の道深遠。立談の盡くす所に非ず。故に孔子命じて曰く。坐に復し就けよ。吾れ詳に汝に誨へ説かん。

身體髮膚受之父母。不敢毀傷。孝之始也。

〔字義〕 身體髮膚。髮膚も身體の中なるに。身體髮膚と別に言ふ

ものは、身體は四肢軀幹の大なるところを指し、髮膚は一莖の髮、指の膚の極めて微なるところを指す。敢。故意に或事をなすことを言ふ。毀傷。毀は毀譽の毀、誹られ辱めらるゝなり。傷は損傷の傷、身體を傷つくるなり。

〔解釋〕 孔子先づ孝の始を説く。曰く、身體髮膚は、之を父母より受く。父母完全なる身體を我に授けられたり。子之を守ること。當さに壁を捧ぐるが如くなるべし。言行を慎み、敢て苟くも人の毀辱を受けず傷害を蒙らざるは、孝道の第一歩なり。

今我れ正義を履まんが爲め、反て人に毀られ、或は身を傷害する。孝に反すとなさず。唯だ身を輕するに由りて、毀を招く。不孝たるや大なり。故に敢の字を加へ、例外の存するを示す。

〔參考〕 (論語泰伯) 曾子有疾。召門弟子曰。啓予足。啓予手。詩云。戰戰兢兢。如臨深淵。如履薄冰。而今而後。吾知免夫。小子。

立身行道。揚名於後世。以顯父母。孝之終也。

〔解釋〕次に孝の終りを説きて曰く、年漸く長し、能く一身を獨立せしめ、各其分に應じ、道に依りて事を行ひ、遠く後世までも芳名を發揚し、延いて父母の名を顯はすに至るは、孝の終りなり。

夫孝始於事親。中於事君。終於立身。

〔解釋〕夫れ孝は家に在りて善く父母に事ふるに始り、後出で、仕官して善く君に事ふるに中し、身を立て父母を顯すに終る。此三者事には先後ありと雖ども、其親に事ふる所以に至りては即ち一なり。

大雅云。無念爾祖。聿脩厥德。

〔字義〕大雅。詩經の篇名なり。此くの如く古典の句を援用するを斷章取義と謂ふ。援用の目的は主として前言を證明するに在り。無念。此詩の前後の關係より無の字を反語に見て、念ふ無からんやと讀む。念は心其事に黏着して忘るゝ能はざる意。祖。汎く祖先を指す。死せる父母此中に含まる。聿脩。聿は助語、こゝにと讀む。脩は永く脩め保ちて怠らざるを言ふ。

〔解釋〕此詩は大雅文王の篇に在り。曰く子孫たるは、常に汝が父母祖先の餘烈遺澤を念ふこと無かるべけんや。苟くも之を念はば、徳を脩めて怠らず。上祖先の光輝を發揚し、下毀傷の我身に至らざるを務むべきなり。

天子章第二

此章天子の行ふべき孝道を説く、以下庶人章に至るまで總

て五章あり。之を五孝と謂ふ。天子は一國の至尊なるを以て五孝の首位に置けり。

子曰愛親者不敢惡於人。敬親者不敢慢於人。

〔字義〕 不。敢。惡。於。人。不。敢。慢。於。人。此二句受動に讀むも主動に讀むも通ず。余は人に惡まれず。人に慢られず。と受動に讀みて解くべし。

〔解釋〕 孔子曰く。天子となりて其父母を愛する者は。其人民に對するや亦た必ず惠あり。故に決して下の爲に惡まらるゝとあらず。其父母を敬する者は。其人民に對するや亦た必ず輕んせず。故に決して下に慢らるゝことあらず。是れ徳の反應なり。苟くも其親を愛敬せざる者。何を獨り民人に厚かるべき。民人に厚からざる。其惡み慢る所とならざる幸なり。之を近くして父母。遠くして祖宗に對し。

不孝勝けて言ふべけんや。

此章にいふところの親は父母なり。父母より推して祖宗の意あれども。親の直接の義は父母に外ならず。天子は父帝の崩後に位を繼ぐが禮なれば。已に天子となりたる以上は父は在さぬなり。然るを其親を愛する者はと言へば。其生父を愛するが如く聞ゆれども。這是事實に於て無きことなれば。此愛の字は崩せし先帝を念ひ祀る意に解くべし。母たる太后に對しては。其生前崩後共に通して解く。下句の親を敬する者の敬の字も亦た同じ。

愛敬盡於事親。而徳教加於百姓。刑于四海。蓋天子之孝也。

〔字義〕 徳。教。己の徳行より出でたる教化。徳は孝を指す。教は孝の教なり。百。姓。百は數多の意。姓は家家には皆姓あり。(日本の

源平藤橘の如きは姓なり)故に轉じて家と解く、即ち萬民といふに同じ、されども、此處にては諸侯以下士までの身分ある者を指し、萬民の意は次の四海の二字に在り。刑 模範として倣ふ。

〔解釋〕 天子其父母に對して、愛敬盡さざる所なき時は、其孝徳の教化、先づ天子に近き諸侯、諸侯より卿太夫士の身分ある者に被及し、延いて四海萬民に模範とせられ、普天率土、家に不幸の子無きに至らん、是れ天子の孝なり。

〔參考〕 (論語憲問)子路問君子、子曰、脩己以敬、曰、如斯而已乎、子曰、脩己以安人、曰、如斯而已乎、曰、脩己以安百姓、脩己以安百姓、堯舜其猶病諸。

呂刑云。一人有慶。兆民賴之。

〔字義〕 呂刑 書經周書(書經の内容は虞書、夏書、商書、周書の四

類に大別し各類に若干つの篇あり)中の篇名、周の穆王の時呂國の君呂侯が王に仕へて司寇(司法大臣)となりて作りたる刑法を謂ふ。時の史官録して一篇とし名けて呂刑と曰ふ。支那古代刑法中の著名なるもの。云 何書にいふと用ゐる時は、多く云の字を當つ、曰を用ゐるは極めて稀なり、何某いふと用ゐる時は之に反す。慶 よしと讀む、善事の意。兆民 億兆の民。賴之 之は上文の慶の字を指す、善事の御蔭を蒙むる。

〔解釋〕 孔子呂刑の語を引きて曰く、上一人の天子に善行あれば、下億兆の民、其餘徳を蒙むると、天子に其父母を愛敬するの善行あれば、國民其感化を受け、又其父母を愛敬し、従つて一家和睦、四海泰平の樂を享くるに至る、其源は天子に發すれば、是れ天子の善行の御蔭を蒙むる譯となるなり。

〔參考〕 (論語爲政)子曰、道之以政、齊之以刑、民免而無耻、道之

以德齊之以禮。有耻且格。

〔參考〕（大學）一家仁。一國興仁。一家讓。一國興讓。一人貪戾。一國作亂。其機如此。

諸侯章第三

此章諸侯の行ふべき孝を謂ふ。一國の内。其尊天子に亞ぐ者は諸侯なり。故に諸侯章を置く。

子曰居上不驕。高而不危。制節謹度。滿而不溢。

〔字義〕驕。馬の制取し難き状をいふ。之より轉じて。人の富貴を恃みて我儘を振舞ふといふ意あり。制節。節は節儉のことなれども。轉じて經費の意となる。制節とつゞけば經費を制限することなり。謹度。身分に應じて定められたる衣冠宮室車輿儀仗等の法度を

を謹み守り。其規定に外づれざるを謂ふ。

〔解釋〕諸侯一國に長たり。動もすれば驕凌に流れ易し。故に孔子曰く。諸侯たる者。身國民の上に居りて。しかも下位に在るの心を以て心と爲し。身分を恃みて。我儘を振舞はざる時は。下より怨惡を受くるの患有らず。故に君位の高さに在りても。毫も危からざるなり。又其財寶の豊なるに任せて。敢へて奢侈に陥らず。務めて經費を節約し。衣冠宮室等の規定を守りて。專横ならざる時は。譬へば。水を器に滿盛し。慎んで之を持てば。溢出の恐なきが如く。財貨國に充ちて。浪費濫支の患なし。

高而不危。所以長守貴也。滿而不溢。所以長守富也。富貴不離其身。然後能保其社稷。而和其民人。蓋諸侯之孝也。

〔字義〕 社稷。社稷は國家に同じ。社は土神。稷は米なり。土地なき時は。人居るに處なく。凡百の產物。又擧がるに由なし。米あらざる時は。食ふ可らず。(米を言ふて他の穀物を略す)故に君たる者は。天子諸侯を論せず。之を祀りて。其敬すべきことを民に示すの禮あり。土地と穀物とは離る可らざるを以て。二者同處に祀る。其祀る處を名けて社稷と曰ふ。國存すれば社稷亦た存し。國亡べば社稷亦た亡ぶ。國家といふ意味。之れより出づ。民人。民人といふ時は。民は庶民。人は役向きのある人なり。

〔解釋〕 位高くして危害至らず。故に永久に其國君といふ貴き身分を保持するを得。財足りて溢出せず。故に永久に其裕かなる富を保持するを得。富も貴きも其身を離れず。是に於て。能く其國家を保ち。其民人を和することを得可し。是れ諸侯が其父祖に對する所以の孝道なり。天子は四海を以て家とす。故に四海を和するが。祖宗に

對する孝なり。諸侯は其封土たる一國を以て家とす。故に一國を和するが其孝道なり。

〔參考〕 (論語爲政) 道千乘之國。敬事而信。節用而愛人。使民以時。

詩云。戰戰兢兢如臨深淵。如履薄氷。

〔字義〕 詩云。詩云は常に詩經を指すものと知るべし。詩經の名稱は宋の朱子より始る。又漢の毛萇が詩傳を作りてより。毛詩ともいへども。古は専ら詩とばかり唱へたり。書經を書といひ。易經を易といふ。皆原名なり。戰戰。恐懼する貌。兢兢。警戒する貌。

〔解釋〕 詩に云へり。人君國を治むる深淵に臨みて墜ちんことを恐れ。薄氷を履んで陥らんことを恐れ。戰戰兢兢。心に一寸の油斷なきが如くにして。始めて其社稷を保ち。民人を和するを得可しと。

卿大夫章第四

此章卿大夫の行ふべき孝を説く。尊。諸侯に亞ぐ者は卿大夫なり。故に諸侯章の次に置く。卿と大夫とは同じからず。天子に直隸する卿大夫あり。諸侯に隨屬する卿大夫あり。皆其位諸侯の下に在り。此章一般に通じて説く。

非^ズ先王之法服。不^ス敢服。非^ズ先王之法言。不^ス敢道。
非^ズ先王之德行。不^ス敢行。

〔字義〕 法服。先王が法規に定められたる制服をいふ。貴賤尊卑を明にする爲に。天子より士に至るまで。其衣服の地質。及び模様。皆一定の制限あり。詳なることは。禮書に譲る。法言。先王が法則として守るべきものと定められたる言をいふ。即ち道德の範圍に

出でざる言なり。

〔解釋〕 卿大夫の職。内其君を相け。其政を議し。或は賓客と應對し。或は命を銜んで。出で、四方に使用する者なり。一言一行毀譽の係る所小ならず。故に其れをして先王の典型を守らしめんと欲す。孔子曰く。先王定むる所の法服に非ざれば。敢へて之を服せず。若し位を超ゆるの貴服を服すれば。僭上なり。不忠と謂ふべし。位に及ばざるの賤服を服すれば。僭下なり。失位と謂ふべし。不忠失位。君に事ふる所以の道に非ざれば。則ち其親に孝なる所以に非ず。先王定むる所の法言に非ざれば。敢へて言はず。先王定むる所の德行に非ざれば。敢て行はず。皆忠孝を君父に致す所以なり。

是故非法不言。非法不行。口亡^{ナク}擇言。身亡^シ擇行。
言滿^{チテ}天下^ニ。亡^ク口過^リ。行滿^{チテ}天下^ニ。亡^ク怨惡^ヲ。

〔字義〕 擇言。これは言ふべきか否かを選択することば。擇行。擇言の解を推して知るべし。

〔解釋〕 孔子再び前説を反覆し。且つ其効果を説きて曰く。此の故を以て善く卿大夫の位を盡さんには。先王の法言に非ざれば言はず。先王の徳行に非ざれば行はず。言行皆先王の法度に合はざらば。口を開けば已に法言なり。何ぞ此れは言ふべきか。言ふべからざるかを擇ぶの暇あらん。舉手投足已に先王の徳行なり。何ぞ其良否を擇ぶの暇あらん。夫れ此くの如くば。言天下に充滿すとも。人口過を擧ぐるもの無く。行天下に充滿すとも。人より憎怨を受くることあらず。前節に服言行の三者を掲げ。此節に至り言と行とを擧ぐるは。輕きよりして重きに及ぼすが爲めなり。言行の中行更に重し。故に又最後に置く。

〔参考〕 (論語顔淵) 顔淵問仁。子曰。克己復禮爲仁。一日克己復

禮。天下歸仁焉。爲仁由己。而由人乎哉。顔淵曰。請問其目。子曰。非禮勿視。非禮勿聽。非禮勿言。非禮勿動。

(書經呂刑) 罔有擇言在身。惟克天德。自作元命。

三者備矣。然後能保其祿位。而守其宗廟。蓋卿大夫之孝也。

〔字義〕 三者。法服法言徳行を指す。備矣。善く三者を守りて闕ぐる無さを言ふ。宗廟。父母祖宗の靈を祀る廟屋なり。天子以下。卿大夫士に至るまで皆之れ有り。其制天子は七廟。諸侯は五廟。卿及び大夫は三廟と定む。卿大夫の其宗廟を守るは。猶諸侯の其社稷を保つが如し。

〔解釋〕 服飾言語行動の三者。皆先王の遺法に合して闕ぐること無く。然る後始めて其祿と位とを保ち。其宗廟を保持するを得べし。

是れ卿大夫の其父祖に對する孝道なり。

詩云。夙夜匪解。以事一人。

〔字義〕 匪解 非懈に同じ。懈るに非ずと讀む。懈らずの意。一人 君を指す。

〔解釋〕 此詩は大雅烝民の篇に在り。周の宣王の卿大夫たる仲山甫を美する章なり。仲山甫が宣王に事ふるや。夙に興き夜に寝ね。敢へて其職に懈らず。以て其君宣王に事へたり。卿大夫の其君に事ふる。當さに此くの如くなるべし。

〔参考〕 (書經臯陶謨) 日宣三德。夙夜浚明有家。

士章第五

此章士の行ふべき孝を説く。尊卿大夫に亞ぐ者は士なり。故

に卿大夫章の次に置く。天子諸侯の小臣及び卿大夫の家臣、總じて士と稱す。

子曰。資於事父以事母。其愛同。資於事母以事君。其敬同。

〔字義〕 資 取る。

〔解釋〕 父は嚴にして。母は慈なり。故に父に對しては敬に傾き。母に對しては愛に偏す。愛に偏せば。敬に足らざる嫌あり。故に孔子曰く。父に事ふる道より母に事ふる道を取り。以て母に事ふる時は。其母に對する愛。父に對する愛と相同じきを得。愛に偏して敬に足らざるの失なし。父子の間は父嚴を以て子に臨み。子敬を以て父に事ふる。雖も。其敬たるや愛を含める敬なり。君臣の間義を以て結ぶ。之に事へて動もすれば。敬に過ぎ。愛に足らざる恐れあり。故に父に

事ふる道を以て。君に事へば。其君に對するの敬。父に對する敬と同じく。愛敬兼ね奉ずることを得べし。

故母取其愛。而君取其敬。兼之者父也。

〔解釋〕 故に母に對しては。父に對する敬意を含める愛を取りて事ふべし。君に對しては。父に對する愛意を含める敬を取りて事ふべし。母に事ふる道。是に於てか愛に偏せず。不敬に陥らず。君に事ふる道。是に於てか敬に過ぎず。不愛に失せず。愛して且つ敬し。敬して又た愛し。敬愛兼ね受くる者。父なり。

故以孝事君。則忠。以弟事長。則順。

〔字義〕 君。士の君として。仰ぐところのもの。即ち天子及び諸侯を指す。長。士の長官として従ふところのもの。即ち卿及び太夫

を指す。

〔解釋〕 孝は父母に事ふるを本とす。其道愛敬のみ。故に親に事ふるが如く。愛敬を以て天子若しくは諸侯に事へば。士の能事畢る。忠を得ると謂ふべし。又た兄に事ふる弟道を以て。卿若しくは太夫に事へば。家臣屬僚たる者の能事畢る。順を得ると謂ふべし。

忠順不失。以事其上。然後能保其爵祿。而守其祭祀。蓋士之孝也。

〔字義〕 上。天子諸侯卿太夫等を總稱す。爵。祿。爵は公侯伯子男の五爵なり。祿は俸祿なり。士に爵なし。此爵の字。此節に於ては。廣く士たる位と見て解くべし。祭祀。祖先の祭祀なり。士も亦た其廟に於て祭を行ふ。

〔解釋〕 士。忠順の心を失はずして。其君長に事へば。始めて能く其

祿位を保有し。長く祖宗の祭祀を奉ずることを得可し。是士の孝道なり。

詩云。夙興夜寢。亡忝爾所生。

〔字義〕 忝。辱しむるに同じ。所生。我を生む所の人。即ち父母を謂ふ。これより推し廣めて。祖先の意あり。

〔解釋〕 此詩は小雅小宛の篇に在り。曰く。士たる者は早起晚寢。孜孜として其事に勉め。以て父母をばづしむること勿れ。

庶人章第六

此章庶人の行ふべき孝を説く。庶人は一般無位の衆人といふ。

子曰。因天之時。就地之利。

〔解釋〕 庶人は多く農を業とす。故に農事に本づきて説く。庶人の中に於て。仕へんと欲して未だ仕へざる者。或は工商の者。皆其本業あり。之を勉むること。農民の天時地利に従ふが如くすべし。孔子其多數者に就きて教を垂るなり。曰く。農の事天の四時に従ふを急とす。耕種の春に於ける。芸耨の夏に於ける。秋の收穫。冬の廩藏。即ち是れなり。而して農は地の作物に利なる處を擇ばざる可らず。故に其種類に應じ。須く地味の適するところに就くべきなり。天時地利相俟ちて農始めて成る。

謹身節用。以養父母。此庶人之孝也。

〔字義〕 謹身。不善を行はざるを謂ふ。節用。費用を節約するを謂ふ。

〔解釋〕 天時地利に順ひ。以て其業を治め。又平生身を謹み。不善を

行はざれば能く患難耻辱に遠かり。費用を節約すれば、財常に足り、以て父母を奉養するを得可し。此れ庶人の孝なり。

孝平章第七

此章孝は貴賤上下、通じて行ふべきを説く。

子曰。故自天子以下至於庶人。孝亡終始。而患不及者。未之有也。

〔字義〕 故。上文天子以下庶人に至るまでの五孝を承く。

〔解釋〕 孔子曰く、五孝の道、上に説くが如きを以て、上は天子の貴きより、下は庶人の賤きに至るまで、孝の行はざる可らざるは則ち一なり。五孝の要、天子と庶人とを論せず、皆親に事ふるに始り、身を立つるに終る。苟くも孝を行ひ、此終始を完くするなくして、禍難の

其身に及ばざる者、未だ之れ有らざるなり。

三才章第八

天地人之を三才と謂ふ。此章孝道は源を天地發し、人に行はれて孝といふ名を得たることを説く。

曾子曰。甚哉孝之大也。

〔解釋〕 曾子孝道の治國平天下に及び、其關係する所、極めて廣大なるを聞き、賛嘆を發して曰く、甚しいかな孝の大なるや。

子曰。夫孝、天之經也。地之誼也。民之行也。

〔字義〕 天。天之經也。地。地之誼也。經は變らざる道、誼は義に同じ。上に經と曰ひ、下に義と曰ふ、互文なり。此れ二句一意、天地の大道といふ

義なり。

〔解釋〕 孔子曰く、夫れ孝は天地間の常經にして、人の當さに行ふべき大道なり。

天地之經。而民是則之。

〔解釋〕 孝は天地の大經にして、民之に則り。天地の道の萬古不變なるが如く、孝も亦た之を行ふて間斷ある可らず。

則天之明。因地之利。以訓天下。

〔字義〕 天之明。天の光明。地之利。萬物を生ずるの利。

〔解釋〕 天の光明照さいる處なきは、天の徳なり。地の萬物を生じて、萬物其利を得るは、地の徳なり。父母の子に於ける、慈愛至らざる無きは、猶ほ天地の萬物を養ふて遺さいるが如し。聖人は是に於て、天

地の敬せざるべからざる所以に則り。父母の敬せざる可らざる教を立て。孝道を序で、以て天下に訓ふ。蓋し其教天地の自然に因り、性情に本くなり。

是。以其教。不肅而成。其政。不嚴而治。

〔解釋〕 是の故を以て、聖人教ふる所の孝道、之を民に勸むるに、威肅を以て強ひずして、其功自ら成り、其政嚴刑を恃まらずして、自ら治績あり。

先王見教之。可以化民也。是故先之以博愛。而民莫遺其親。陳之以德誼。而民興行。先之以敬讓。而民不爭。道之以禮樂。而民和睦。示之以好

惡而民知禁。

〔字義〕 先之。之の字萬民を指す。陳之道之示之の之の字皆同じ。

〔解釋〕 先王教の民を化す可きを見るや。是の故に萬民に先じて博愛を行へば。民化して其親を遺れて愛せざる無く。萬民の間に布陳するに。徳義を以てせば。民亦た徳義を行ふことに興起し。之に先じて敬讓を守れば。民化して争はず。萬民を善に導くに禮樂を以てせば。民化して和睦し。萬民に示すに善を行ふものは賞し。惡を行ふものは罰すべきを以てし。君亦た善に就き。惡に遠かるの範を垂るれば。民自ら國家禁令の重んずべきを知り。敢へて之を犯さんとする者なし。是れ教化の功にして。皆先王の曾て執りたる政策なり。

〔參考〕 (中庸) 唯天下至誠爲能盡其性。能盡其性。則能盡人之性。能盡人之性。則能盡物之性。則可以贊天地之化育。可以贊天地之

化育。則可以與天地參矣。其次致曲。曲能有誠。誠則形。形則著。著則明。明則動。動則變。變則化。唯天下至誠爲能化。

詩云。赫赫師尹。民具爾瞻。

〔字義〕 赫赫。顯盛なり。師尹。師は太師の官。周代三公の一。尹

は大師の官に居る尹氏。瞻。瞻仰とつゞきて仰ぎ視るをいふ。

〔解釋〕 此詩は。小雅節南山の篇に在り。曰く。權位赫赫たる大師尹氏三公の位に在り。民皆仰いて爾師尹を瞻。以て其云爲に注意せりと。これ下に居る民は。上に居る君を視て。其行に效ふを以て。君たる者は戒慎して善を垂れ。惡を示す可らざるを言ふなり。

孝治章第九

此章古の明王孝を以て天下を治むるを説く

子曰。昔者明王之以孝治天下也。不敢遺小國之臣。而況於公侯伯子男乎。

〔字義〕 昔者。むかしと讀む。むかしはと讀むは非なり。明王。

前代聖明の王なり。猶ほ先王と言ふが如し。同じく先王なれども。時代を以て言へば先王と稱し。聖明の徳を以て言へば明王と稱す。

小國之臣。其君爵位を有せざる小國の臣なり。天子より見て。陪臣の極めて微賤なる者。不遺。忘れて心頭に留めざるなり。

〔解釋〕 孔子曰く。昔し明王の孝を以て天下を治むるや。其愛敬遠く小國の微臣に及ぶ。小國の臣尙ほ且つ然り。況んや公侯伯子男の諸侯に對しておや。

故得萬國之歡心。以事其先王。

〔字義〕 萬國。各諸侯の國を言ふ。

〔解釋〕 明王愛敬の徳遠近に及ぶ。故に萬國の歡心を得。上下悅服せざる者無し。之を以て其先王に事ふ。天子の孝之に加ふ可らず。

治國者。不敢侮於鰥寡。而況於士民乎。

〔字義〕 治國者。諸侯を指す。鰥寡。鰥は老て妻なきもの。寡は老て夫無きもの。此處に謂はゆる鰥寡は窮民に就て言ふ。

〔解釋〕 天子孝を以て天下を治む。故に其化下に及び。一國を治むる諸侯も。鰥寡の窮民を憐恤して。敢へて之を輕侮せず。窮民にすら且つ然り。況んや祿位を帯びたる士人。定業に服事する庶民に對しておや。其愛敬を垂るゝ知る可きなり。

故得百姓之歡心。以事其先君。

〔解釋〕 諸侯の愛敬、餽寡に及ぶ。故に百姓の歡心を得て、一國和平を致す。然る後、其宗廟を守りて、先君に事ふ。諸侯の孝之に加ふる無し。

治家者、不敢失於臣妾、而況於妻子乎。

〔字義〕 治家者 卿或は太夫を指す。卿太夫は國を領せず。唯た家有るのみ。故に治家者といへば、卿太夫の謂なり。士庶人も家ありと雖も、天子諸侯と並び稱する時は、卿太夫の稱となる。臣妾 臣は卿太夫の家臣なり。

〔解釋〕 天子の化、諸侯に及び、諸侯の化又卿太夫に被り。卿太夫亦た敢へて其臣妾を侮りて其心を失ひ、憎怨を招くことをなさず。臣妾にすら且つ然り。況んや妻子に對しておや。

故得人之歡心、以事其親。

〔字義〕 人 妻子臣妾及び一族を指す。事其親 卿太夫は國君に非ず、其子賢なれば、位を授くるを得。故に子卿太夫となりて、其父尙存在することあり。故に其親に事ふといふ。

〔解釋〕 卿太夫の愛敬、其臣妾に被る。故に一門一族の歡心を得て、一家和合、以て其親に奉事するを得。卿太夫の孝之に加ふる無し。

夫然。故生則親安之、祭則鬼享之。

〔字義〕 夫然 夫の字助辭。然の字前を承く。惟だ其れ此くの如しといふ意なり。生 父母の生存するをいふ。之 安之享之の之の字、皆孝を行ひたる結果を指す。

〔解釋〕 孝の徳唯だ其れ此くの如し。故に卿太夫士庶人の如く、生ける父に事ふるを得る家に在りては、其父一門の和樂を見て、之に由りて心を安んずるを得。諸侯天子に在りては、祭るに當り其先君

先王の賢。萬國の歡心を得百姓の歡心を得たるを喜び享け給ふべし。

是以天下和平。災害不生。禍亂不作。

〔字義〕 災害。天災を謂ふ。風雨水旱流疫の如きはなり。禍亂。

人禍を謂ふ。弑逆戦争寇賊の如きはなり。

〔解釋〕 上下貴賤歡喜相踵ぐを以て。天下和平し。天災生せず。人禍作らず。天心人意相合するに至る。

故明王之以孝治天下也如此。

〔解釋〕 明王の孝を以て天下を治むるや。諸侯以下之に化すること實に此の如きものあり。其極天下和平。天災人禍。並び止むるに至る。實に此くの如きものあり。一人慶有り。兆民之に頼るとは。是れ此

れの謂なり。即ち是れ天下を孝治するものなり。

詩云。有覺德行。四國順之。

〔字義〕 覺。大なり。

〔解釋〕 此詩は大雅抑の篇に在り。曰く。天子大なる德行あれば。四方の國其德に順ひ效ふに至ると。

聖治章第十

此章聖王國を治る。孝を以て本とするを説く。

曾子曰。敢問。聖人之德。亡以加於孝乎。

〔解釋〕 曾子明王孝を以て天下を化するの效。上章の如きあるを聞き。更に孔子に問ふて曰く。敢て問ふ。聖王の德行は孝よりまさる

る者無きか。

〔参考〕（書經秦誓）惟天地萬物之父母。惟人萬物之靈。

子曰。天地之性。人爲貴。人之行莫大於孝。

〔字義〕 天地之性。天地間一切の生物を指す。

〔解釋〕 孔子曰く。天地間の生物。其數億のみならず。而して人最も貴しと爲す。此最も貴き人は。父母に由りて相生る。然らば則ち人の行ふべき道に於て。其大。孝に過ぎたるは無し。

孝莫大於嚴父。嚴父莫大於配天。則周公其人也。

〔字義〕 嚴。尊嚴にする即ち尊敬を盡すを言ふ。配天。天に並べ合するを謂ふ。周公。名は旦。周の文王の子。武王の弟。成王の叔父なり。周の地を領す。故に周公といふ。禹湯文武と併稱せらるる、聖人なり。

〔解釋〕 孝は父を尊敬するより大なるは莫し。父を尊敬するの道は。天の尊きに併せ配して天を敬する如く父を敬するより大なるは莫し。父を以て天に配せしは周公其人なり。

天地之性人爲貴より孝莫大於嚴父まで。貴賤に通じて言ふを得。但だ父を以て天に配するは。天子獨り之を行ふを得るのみ。此章天子に就きて言ふ。故に經文中貴賤共通の語ありと雖とも。意常に天子に側重すと知るべし。

昔者周公郊祀后稷以配天。宗祀文王於明堂以配上帝。

〔字義〕 郊祀。祭祀の名。天子郊外に出で。天を祀るを謂ふ。此典禮。周公成王に攝政たる時制定せし所なり。后稷。周の始祖にして。

舜に臣として農を掌れり。其十五世の裔を、王季といふ。王季、文王を生み、文王、武王、周公を生む。宗祀。宗とし尊みて祀るなり。明堂。天子政を視るの宮なり。其宮南面す。北は晦くして南は明かなり。故に明堂と名く。其形式考工記に詳かなれば今之を省く。上帝。天帝即ち天なり。

〔解釋〕 孔子、周公の其父祖を尊敬せし實例を擧げて曰く、周公成王に攝政し、郊祀の祭を行ふ時、始祖后稷を尊び、天に配して同じく之を祭れり。又上帝を明堂に祭るに臨み、父文王を尊び、上帝に配して同じく之を祭れり。是皆其父祖を嚴敬する所以の道なり。

〔參考〕 (中庸) 武王末受命、周公成文武之德、追王大王王季、上祀先公、以天子之禮、斯禮也。達乎諸侯、太夫及士庶人、父爲太夫、子爲士、葬以太夫祭、以士、子爲太夫、葬以士、祭以太夫。

是以四海之内、各以其職來助祭。夫聖人之德、又何以加於孝乎。

〔字義〕 四海之内。海内の諸侯。職。其土に産する物なり。貢物をいふ。

〔解釋〕 周公の其父祖を天に配して祭ると聞くと、海内の諸侯各其土に産する貢物を持って、京師に來り、皆其祭を助けたり。蓋し諸侯周公の孝行に感發し、朝覲して祭を助けざるに忍ぶ能はざるなり。是所謂覺たる徳行ありて、四國之に順ふもの。聖王の徳、何ぞ以て孝に加へんやと、孔子曾子に答ふるの語此に畢る。

〔參考〕 (中庸) 郊社之禮、所以事上帝也。宗廟之禮、所以祀乎其先也。明乎郊社之禮、禘嘗之義、治國其如示諸掌。

是放親生統之以養父母曰嚴。

〔字義〕 是。父を尊敬することを指す。放。古文孝經中放の字故の字に書せるもあり。余は放の字を取る。放は由るなり。生毓。生育に同じ。日嚴。日夜尊敬す。

〔解釋〕 斯く迄に父を尊敬する所以のものは、何ぞや、是れ親我を生育するに由る。是の故に人の子たる者、其父母を奉養するに當りては、日夜尊敬して止まざるべきなり。父母を養ふといへば、其生時に事ふるなり。上文専ら先王祖宗の死者に關して説き、今、事生に就きて言ふ。一見前後連絡せざるに似たれども、是の一字正に上文を承く、文意を味ふに、決して上下相接せざるに非ず、養の字、生前に嚴敬するは父母の身を養ふなり。死後に嚴敬するは、其靈を養ふの兩義を兼ねと解せば、疑を挿むの餘地なし。而して半意は天子諸侯に係り、半意は卿大夫以下に屬し、益す此兩句の深義あるを覺ゆ、又上文父を擧げ、此二句に至りて一は父母の總稱なる親字を出し、一

は明に父母の二字を掲ぐ、亦た前段と相接せざるの嫌あれども、是れ父より推して母に及ぶを示し、天子諸侯ならざるものも、其親を尊敬すべしとの意を顯はしたるなり。

聖人因^リ嚴^テ以^テ教^ム敬^ム。因^リ親^テ以^テ教^ム愛^ム。

〔解釋〕 聖人の教。一として人情の本然に本かざるものなし。其孝に於ける亦た然り。蓋し父母を嚴敬するの心、人自ら之れ有り、故に聖人人の其心あるに因りて、其宜しきに協ふの敬を教ふ。父母を親愛するの心、人自ら之れ有り、故に聖人人の其心あるに因り、其宜しきに協ふの愛を教ふるなり。

聖人之教不^レ肅^ナ而成^ル。其政不^レ嚴^ナ而治^ル。其所^レ因^ル者本也。

〔解釋〕 蓋し聖人の教敢へて人に威肅を加へずして、其効自ら成就し。其政敢へて嚴烈ならずして治績自ら擧る。其因て然る所以のものを思ふに、人情の根本たる孝を取り、政教を施せばなり。

〔参考〕 (大學)物有本末、事有終始、知所先後、則近道矣。

父母生績章第十一

生績は生育の功績なり。此章父母其子を生育する功績を説く

子曰。父子之道、天性也。君臣之誼也。

〔解釋〕 孔子曰く、父子の道、父慈にして子孝、是れ天性の自然に出で、勉強して然るに非ず。其相親愛する上より論ずれば、父子なれども、父恵を以て子に臨み、子敬を以て父に事ふるより言ふときは、之を君臣の義といふも妨げず。されば、君臣の義は、其本を父子に發す

ると謂ふ、亦不可なし。

父母生之。績莫大焉。君親臨之。厚莫重焉。

〔解釋〕 父母子を生み、之を撫育し、之を教養し、以て其をして成人たらしむ。其勞苦の功績何物か之より大なるものあらんや。其子に臨むや君の嚴ありて、親の愛あり、寛猛交も施さるるなし。其恩情の深厚何物か之より重きものあらんや。

孝優劣章第十二

此章君たる者孝を行ふと行はざるに由り、政に優劣あるを説く。

子曰。不愛其親、而愛他人者、謂之悖德。不敬其

親而敬他人者。謂之悖禮。

〔字義〕 悖。事理の順を得ずして乖戾するを言ふ。

〔解釋〕 孔子曰く、人其父母を愛せずして他人を愛する。是れ己を推して人に施す所以に戻るを以て、此くの如き行を悖徳といふ。其父母を敬せずして他人を敬する。亦近きより遠きに及ぼす所以にあらず。之を悖禮といふ。愛敬本より善なり。之を行ふに當り先後を失へば乖悖たるを免れず。

〔參考〕 (大學)其所厚者薄、而其所薄者厚、未之有二也。

以訓則昏。民亡則焉。

〔字義〕 昏。事理貫通せざるをいふ。

〔解釋〕 君に悖徳悖禮ありて民に教訓するも、事理の貫徹せざる。

安んぞ其教たるに在らん。民法を取らんと欲するも得可らざるなり。

不宅於善。而皆在於凶徳。雖得志。君子弗從也。

〔字義〕 宅。宅は人の居るところ。故にをると讀む。凶徳。惡徳に同じ。上交の悖徳悖禮を指す。

〔解釋〕 其親を愛敬し、延いて他人を愛敬するは善徳なり。今身此善徳に居らずして、悖徳悖禮の凶徳に在るが如きは、其人高位に居り、權勢を負ふと雖も、其行に對しては、君子従ふこと能はざるなり。

君子則不然。言思可道。行思可樂。

〔解釋〕 君子の道を得たる者は、悖徳悖禮を行はず。言、法言を道ふべきを思ひ、然る後言ふ。故に言ふて口過なし。行、民の樂むべきを思

ひ。然る後行ふ。故に行ふて人自ら悦懌せざるなし。

徳誼可_レ尊。作事可_レ法。容止可_レ觀。進退可_レ度。

〔字義〕 徳誼。徳に由り義に従ふなり。作事。行為なり。容止。止も容なり容貌態度を言ふ。進退。立居振舞。

〔解釋〕 君子の言行。徳に由り義に従ふ。尊ぶべきなり。大小の行為。皆以て模範とす可し。容貌威儀。仰ぎ觀て崇敬すべきものあり。坐作進退禮に合す。以て法度として效ふべし。君子の爲す所。比比皆人の典型なり。

以臨_二其民。是以其民畏而愛之。則而象_レ之。

〔字義〕 畏。心中竊に畏るゝをいふ。象。模仿する。

〔解釋〕 君子徳誼作事容止進退の四正を以て其民に臨む。故に民畏れて狎れず。而して其溫良寛厚の風あるや。民親みて之を愛し。君子を以て儀則として之に模仿するに至る。

〔參考〕 (中庸) 駿假無言。時靡有爭。是故君子不賞而民勸。不怒而民威_二於鐵鉞_一。

故能成_二其徳教_一。而行_二其政令_一。

〔解釋〕 君子を畏愛し。且之を以て言行の準則とするに至れば。民の君子に服するや知るべし。故に君子能く其徳教を布きて。其効果を收むるを得。其政令を行ふて治績あるを得るなり。

詩云。淑人君子。其儀不_レ忒。

〔字義〕 淑人。善人に同じ。儀。容貌威儀。忒。違ふ。

〔解釋〕 此詩は。詩經曹風尸鳩の篇に在り。曰く。善人君子たる者。其

容貌威儀。言語動靜。禮則に違背する所なし。故に能く民を道に率ゐて正義に化せしむることを得。

紀孝行章第十三

此章孝道の箇條を紀す

子曰。孝子之事親也。居則致其敬。養則致其樂。疾則致其憂。喪則致其哀。祭則致其嚴。

〔字義〕 居。父母に侍して家居するなり。致。致の字極むとも讀む力を極度まで盡すを謂ふ。養。奉養なり。飲食を供するのみに非ず。喪。死歿なり。

〔解釋〕 孔子曰く。孝子の親に事ふるや。五致あり。平生家居して父

母に侍する時は。敢へて苟くも惰容輕率の色有ることなく。務めて其敬度の誠を盡し。飲食温清等の奉養に際しては。己亦た心の和樂を盡して父母を悦ばしむ。父母病に罹るや。其憂を盡して之を看護し。一旦其歿するに逢へば。哀愁措く所なく。歿後の祭祀は極めて嚴肅に之を擧げて。以て其靈に事ふ。

〔參考〕 (論語爲政) 子游問孝。子曰。今之孝者。是謂能養。至於犬馬。皆能有養。不敬何以別乎。

(同) 子夏問孝。子曰。色難。事有弟子服其勞。有酒食先生饌。曾是以爲孝乎。

(同) 孟懿子問孝。子曰。無違。樊遲御。子告之曰。孟孫問。孝於我。我對曰。無違。樊遲曰。何謂也。子曰。生事之以禮。死葬之以禮。祭之以禮。

五者備矣。然後能事其親。

〔解釋〕 人の子たる者。此五義を具備して。始めて其親に事ふるとは謂ふなり。

事親者。居上不驕。爲下不亂。在醜不爭。

〔字義〕 上。上位。醜。衆なり多人數の間なり。

〔解釋〕 善く親に事ふる者は。其身上位に居る時は。謙にして驕らず。下位の人と爲りては。順にして敢て上を犯さず。衆人と伍しては。和して敢て凌辱せざるなり。

居上而驕則亡。爲下而亂則刑。在醜而爭則兵。

〔字義〕 兵。武器。

〔解釋〕 上位に居て驕れば。其下の怨むところと爲り。遂に滅亡に免れず。下位と爲りて上を犯すの亂行あれば。刑罰必ず其身に及ぶ。

衆人と伍して争へば。凶器を以て殺傷せらるゝことあり。皆不孝の甚しきものなり。

此三者不除。雖日用三牲之養。絲爲不孝也。

〔字義〕 三牲。牛羊豕。絲。猶に同じ。

〔解釋〕 驕亂争の三者を。身より除き去らざる時は。毎日三牲の盛食を以て。親に奉ずと雖ども。尙ほ不孝と爲す。究竟孝道父母を樂しむるより急なるは無し。

五刑章第十四

此章罪の中にて不孝の罪最重く。且不孝は國家の安寧を妨害すること説く。

子曰。五刑之屬三千。而臯莫大於不孝。

〔字義〕 五刑 五刑書經呂刑に見ゆ。大刑總て五種あるを以て五刑といふ。一に曰く墨罰。罪人の額に入墨するなり。其種類一千條あり。二に曰く劓罰。鼻を切るなり。其種類一千條あり。三に曰く剕罰。足を切るなり。其種類五百條あり。四に曰く宮罰。男子に在りては勢を削き。女子に在りては幽閉す。其種類三百條あり。五に曰く大辟の罰。死刑なり。其種類二百條あり。是皆重罪に科するの刑なり。屬種類。

〔解釋〕 孔子曰く。五刑の種類三千の多きあり。皆重罪に科す。然れども其罪の最も大なるもの。不孝に過ぎたるは莫し。

要君者亡上。非聖人者亡法。非孝者亡親。此大

亂之道也。

〔字義〕 要。志を果すが爲めに上を脅すをいふ。亡。無に同じ。無きものとする。即ち眼中に置かず。非。誹謗す。

〔解釋〕 君は臣の奉事する所なり。然るに之を要して己の志望を果さんとするものは。君を無きものとして眼中に置かざるなり。聖人は人の當さに則るべき法禮を作るの人。之を誹謗するものは。即ち法を無視するなり。孝は父母に事ふるの道。此道を誹謗する者は親を無きものとするなり。此の三者皆國家に大亂を起すの道なり。而して三者の中親を亡するを以て最大の罪惡となす。蓋し人其最も近きものは父母なり。之に事ふるの道。孝に外ならず。今孝を誹りて行ふに足らずとなす。何んぞ獨り聖人を敬し。君に忠なるの理あらんや。

〔參考〕（論語憲問）子曰。臧武仲以防求爲後於魯。雖曰不要君。吾不信也。

（論語季氏）子曰。小人不知天命而不畏也。狎大人。侮聖人之言。

廣要道章第十五

此章要道の意を推し廣めて説く

子曰。教_{フニ}民親愛_ヲ。莫善_ニ於孝_{ヨリ}。

〔解釋〕 治國の目的は、人民の相親愛して和樂するに在り。故に孔子曰く、人君國民に親愛の道を教ふるは、孝を勸むるより善きは莫し。人最も近き者は親子なり。其最も親愛なるものも亦た親子なり。其親愛を完うするの道、孝を措て他無し。近きより遠きに及び。遂に萬民相親愛し。國以て和平を得るに至る。

教_ニ民禮順。莫善_ニ於弟_ニ。

〔字義〕 禮順。禮讓順從なり。弟。悌に同じ。兄長に事ふる道。

〔解釋〕 人其兄長に禮順ならざれば、相抗争して下らず。國家和平の所以に非ず。人君國民に禮順を教ふるには、先づ弟の兄に事ふる悌道を勸むるより善きは莫し。蓋し弟道は長者に禮順するの根本なればなり。

移風易俗。莫善_ニ於樂_ニ。

〔字義〕 移風。弊風を矯めて美風に移すなり。

〔解釋〕 風俗を改良するには、崇雅なる音楽を用ゐるより善きは莫し。音楽は直に人の心情を振觸し、感發の力極めて強きものをあるを以てなり。

〔參考〕 (詩序) 治世之音安以樂。其政和。亂世之音怨以怒。其政乖。亡國之音哀以思。其民困。故正得失。動天地。感鬼神。莫近於詩。先王以是經夫婦。成孝敬。厚人倫。美教化。移風俗。

安上治民。莫善於禮。

〔解釋〕 君を安さに置き。民を平に治むる道。禮より善きは莫し。君安からざれば。民を治むること能はず。故に民の治まるは君の安さの結果なり。君を安からしめんとせば。人に上下の序を明にしたる。禮を勧めざる可らず。

禮者敬而已矣。

〔字義〕 禮。此禮の字直に上の禮を承く。

〔解釋〕 禮なるものは其精髓。事を敬するの心即ち是のみ。

故敬其父則子說。敬其兄則弟說。敬其君則臣說。敬一人而千萬人說。

〔解釋〕 孝の道も。換言すれば則ち禮なり。忠悌二道亦た然り。禮の要。敬に存す。敬以て外に接す。適くとして可ならざるはなし。故に己の父に對する敬を移して。之を他人の父に施せば。其子則ち悦び。己の兄に對する敬を以て人の兄に施せば。其弟則ち悦び。己の君に對する敬を以て人の君に施せば。其臣則ち悦ぶ。其敬を移して施す所のもの一人の父のみ。一人の兄のみ。一人の君のみ。而して其悦ぶところのもの。群子群弟群臣なり。千萬人は其功果の廣きを甚言するなり。

所敬者寡而說者衆。此之謂要道也。

〔解釋〕 敬する所の者一人の寡にして、悦ぶもの千萬人の衆あり行ふて此くの如き功ある道。之を要道とは名く。

〔参考〕 (中庸)君子之道。辟如行遠必自邇。辟如登高必自卑。

廣至德章第十六

此章至德の意を推し廣めて説く

子曰。君子之教以孝也。非家至而日見之也。

〔字義〕 家至。家毎に至る。日見。日毎に見る。

〔解釋〕 孔子曰く。君子の人に孝を教ふるや。必ずも家毎に往き。日毎に其人に面接して説き勸むるに非ず。而して民漸く化するものは。君子自ら孝を行ひ民之に則るなり。

〔参考〕 (大學)君子不出家而成教於國。

教以孝。所以敬天下之為人父者也。教以弟。所以敬天下之為人兄者也。教以臣。所以敬天下之為人君者也。

〔解釋〕 君子教ふるに孝を以てするは。是れ廣く天下の人の父たる者を敬する譯となるなり。弟道を以て教ふるは。廣く天下の兄たるものを敬する所以。臣道を以て教ふるは。廣く天下の人君たるものを敬する所以なり。

詩云。愷悌君子。民之父母。

〔解釋〕 愷悌。愷は樂。悌は易なり。和樂の心面に見はれ。親み易きを言ふ。

〔解釋〕 此詩は詩經大雅洞酌の篇に在り。曰く愷悌の徳を有する君子は、其下に於ける慈撫至らざるなし。民の父母と謂ふ亦た可なりと、君子の孝、弟、臣を以て民に教ふる。民の幸福を増進する所以にして、所謂民の父母といふ者なり。

非至徳其孰能訓民。如此其大者乎。

〔字義〕 至徳。孝徳を指す。

〔解釋〕 君子孝徳を以て教ふるに非らざれば、誰れか能く民に訓へて其功此くの如く大なるを得る者あらんや。天下の人の父たり兄たり君たる者を敬して、天下群子弟臣悦ぶ。其功何ぞ其れ大なる。

應感章第十七

此章孝を盡せば天地神明之に感じて、必ず應驗あることを説

子曰。昔者明王事。父孝。故事。天明。事。母孝。故事。地察。

〔字義〕 明。明に天徳を行ふ。察。明の意なり。明と察と互文なり。

〔解釋〕 孔子曰く。昔し明王其父に事へて孝を致せり。故に其天に事ふるや。明に天徳に協ふ所あり。母に事ふるや。孝。故に地に事へても亦た明に地徳に合せり。天子の法を天地に取る。天萬物を覆ふ。天子則りて萬民を愛す。之を天に事へて明といふ。地萬物を載す。天子則りて萬民を保つ。之を地に事へて察といふ。其禮を備へて天地の祭を行ふは、抑も末なり。善く覆載の徳を行ふ之を眞に天地に事ふと謂ふ。

長幼順。故上下治。天地明察。鬼神章矣。

〔字義〕鬼神。天地の神。章。出現す。

〔解釋〕明王又た其父兄の列に在る者に對しては、子弟の禮を執り、子弟の屬に在る者に對しては、撫愛の恩を垂る。長幼に對する道、順序を得て紊れず、之を以て民に臨む。故に凡そ上下貴賤の關係秩然として治るなり。明王、天地に事へて明察なり、天地の神、其德に感じて出現す。鬼神章るとは鬼神其形を以て現するに非ず、明王天地の德を行ふて至らざる無き時は、政績の顯著、民福の廣大、神格り助けて然らしむる如きものあり、神の著はれて助くるに非ず、實は王自ら助くるなり、其法を天地に取るよりして、功を擧げて天地の神、著れ助くるに歸す。

〔參考〕（中庸）子曰。鬼神之爲德、其盛矣乎。視之而弗見、聞之弗聽、體物而不可遺也。

故雖天子必有尊也。

〔解釋〕故に天子の至尊と雖も、必ず須く尊ぶべきもの有り。父母是なり、天地是なり。

言有父也。必有先也。言有兄也。必有長也。

〔解釋〕天子と雖も、己に父有りと言へば、我れより先きなる尊者有るや必然なり、己に兄有りと云へば、我れより長ずる尊者有るや必然なり、敬を致さずして止む可けんや。

宗廟致敬。不忘親也。脩身慎行。恐辱先也。

〔解釋〕天子宗廟に祭りて敬を奉ずるは、父祖の恩を忘れざるが爲めなり、身を脩め行を慎むは、我より先きなる親を辱むるを恐るればなり。

宗廟致敬。鬼神著矣。

〔解釋〕 其尊ぶ所を尊び、祭を宗廟に擧げ、以て其敬を致せば、先祖の神顯然として著はれ、其誠を享けん。

〔參考〕 (中庸)子曰、使天下之人齊明盛服、以承祭祀、洋洋乎如在其上、如在其左右、詩曰、神之格思、不可度思、矧可射思、夫微之顯、誠之不可掩、如此夫。

孝弟之至。通於神明。光於四海。亡所不暨。

〔字義〕 光。充に同じ充滿の意。暨。及に同じ。

〔解釋〕 明王宗廟を敬し、長幼に順、孝悌の道盡して遺す所なし、其德神明に通じ、四海に充ち、上下萬方普及せざる所なし、兆民其澤に沐浴す、豈其應無かるべけんや。

〔參考〕 (書經虞書大禹謨)有苗弗率、昏迷不恭、禹奉辭罰罪、三旬苗民逆命、益贊于禹、曰、惟德動天、無遠弗届。

(同)帝初于歷山、往于田、日號泣于旻天、于父母、負罪引慝、祇載見、瞽瞍、夔、夔齊慄、瞽亦允若、至誠感神、矧茲有苗、乃班師、誕敷文德、七旬有苗格。

詩云。自東自西。自南自北。亡思不服。

〔解釋〕 此詩は大雅文王有聲の篇に在り、曰く、王德光被し、四方萬國王を思慕し、其政に服せざる者無しと、是れ明王孝を以て天下を率ゐるの感應なり。

〔參考〕 (論語爲政)子曰爲政以德、譬如北辰、居其所而衆星拱之。

廣揚名章第十八

此章揚名の意を推し廣めて説く。

子曰。君子事親孝。故忠可移於君。事兄弟。故順可移於長。居家理。故治可移於官。

〔解釋〕 孔子曰く、君子たる者、其親に事ふるや孝なり、孝の心を以て君に發す、其れ必ず忠なり、其兄に事ふるや悌なり、悌の心を以て長に發す、其れ必ず順なり、其家に居るや善く其家務を處理す、其家を理むる心を以て之を官に發す、其れ必ず治績ありと、畢竟君子の行、敬の一字に本く、孝忠順治、事に應じて名を異にするのみ、若し孝忠順治の間を以て其本末を論ずれば、孝其本たるや言を俟たず。

〔參考〕 (論語學而) 有子曰、其爲人也、孝弟而好犯上者、鮮矣、不好犯上、而好作亂者、未之有也、君子務本、本立而道生、孝弟者、其爲仁之本與。

是以行成於内、而名立於後世矣。

〔解釋〕 是の故を以て、君子は其行先づ一家の内成就して、後ち外、官に就きて績あり、已に官に就く必ず赫赫の功を立て、名譽永く後世に傳りて滅せず。

閨門章第十九

閨門は家庭を謂ふ。此章は一家庭内に治國の道を具備するを説く。

子曰。閨門之内、具禮矣乎。

〔字義〕 乎 乎字問辭なり。此章に於て衍文に似たり、乎の字歟の字の如く、心に決して言に疑ふの詞として用ゐる例あれども、此章にては文義順ならず。

〔解釋〕 孔子曰く、一家の内、亦た天下を治むるの禮を具備す。

嚴親嚴兄。妻子臣妾。繇百姓徒役也。

〔字義〕 嚴。敬するなり。臣。家臣即ち僕婢の輩。徒役。賤役に従事するもの。

〔解釋〕 孔子一家の内にも治國の禮を具備する所以を説きて曰く。家に在りて父母兄長を敬するの禮は。外に移しては國君長上を敬する禮となす。妻子僕妾は主人の命を下す所なり。其禮慈惠を本とす。之を國に移して言へば。君長の百姓徒役に對する禮となるなり。

諫爭章第二十

此章臣子は。君父の不義に逢へば諫爭せざる可らざるを説く。

曾子曰。若夫慈惠。襲敬安親。揚名。參聞命矣。敢

問。子從父之命。可謂孝乎。

〔字義〕 若夫。夫の何何の若きと讀む。もし。それと讀むは非なり。今の人文を作り。若し夫れ何何の如き。或は何何に至りては。坏と書く亦た非なり。襲。恭に同じ。聞命。仰の趣合點參りたりといふ意。左様承知致せとの命令を聞くといふ譯にて合點の意となる。敬語なり。

〔解釋〕 曾子孔子に問ふて曰く。前より説き給ひし彼の下に慈惠上に恭敬。以て親を安じ名を揚ぐる事の如き參既に了解せり。敢へて問ふ。子たるものは父母の命とし言へば。仔細を論せず服従する。是れ孝と謂ふ可き乎。

子曰。參。是何言與。是何言與。言之不通邪。

〔字義〕 是何言與。 是れ何といふ事をやなり。再言するは、深く尤
むるなり。與の字歎の字に同じ。

〔解釋〕 孔子曰く。參、父の命には是非を問はずして従ふべきかと
は、是れ何の言ぞ。是れ何の言ぞ。何ぞ汝が言の事理に通せざるや。

昔者天子有争臣七人。雖亡道不失天下。諸侯
有争臣五人。雖亡道不失其國。大夫有争臣三
人。雖亡道不失其家。士有争友。則身不離。令名。
父有争子。則身不陷於不誼。

〔字義〕 争。君の顔を干して是非を論争する臣。 七人。三公及
び前疑、後亟、左輔、右弼の官に居るもの。 亡道。無道に同じ。 五人。
天子の命を受けて任せられたる孤卿、及び其國の三卿、及び太夫。
三人。家相、家老、側室。

〔解釋〕 昔し天子には、争臣七人あり。故に天子無道と雖も、其扶翼
に依り、天下を失はず。諸侯には、争臣五人あり。故に諸侯無道と雖も、
其國を失はず。太夫には、争臣三人あり。故に太夫無道と雖も、其家を
失はず。士には、争臣なけれども、争友あり。故に其砥礪に依り、令名、其
身より離れず。父には、争子あり。故に其身不義に陥らず。古道此くの
如し。

〔参考〕 (論語微子) 微子去之。箕子爲之奴。比干諫而死。
(書經周書微子之命) 商今其有災。我與受其敗。商其倫喪。我罔爲
臣僕。詔王子出迪。我舊云刻子。王子弗出。我乃顛隕自靖。人自獻
于先王。我不願行遜。

故當不誼。則子不可以不爭於父。臣不可以不
爭於君。

【解釋】 故に不義の行あるに臨めば、父に對しても争ふて其非を沮まざる可らず。君に對しても争ふて其惡を遏めざる可らず。是臣子の道なり。

故當不誼則争之。從父之命又安得爲孝乎。

【解釋】 臣子の道此くの如し。故に子若し父の不義を行ふに臨めば、之を争ふて正に復らしむべし。是非を論せずして父の命に従ふは、是れ子父の惡を成すなり。復た安んぞ孝たるを得んや。

【參考】 (論語里仁)子曰事父母幾諫。見志之不從。又敬不違。勞而不怨。

(論語八佾)季氏旅泰山。子謂冉有曰。汝弗能救與。對曰。不能。子曰。嗚呼。曾謂泰山不如林放乎。

事君章第二十一

此章、廣く臣の君に事ふる道を説く。是れ首章の君に事ふるに中すといふを敷衍するなり。

子曰。君子之事上也。進思盡忠。退思補過。將順其美。匡救其惡。

【字義】 將順 君命を行ひ君命に順ふ將は行ふなり。匡救 匡は之を正くす。君の惡を矯めて之を正くし。君を惡行より救ひ出す。

【解釋】 孔子曰く。君子の君に事ふるや。進むて君前に在る時は。其政に與りて忠を盡さんことを思ひ。退ひて君に侍せざる時は。君に過失なきや如何と考へ。若しあらば已れ代りて善を行ひ。其缺漏を補はんことを思ひ。君命の美善なるものは之に順ひ。之を行ひ。其惡なるものは諫争して之を止め。以て君を匡救す。

〔參考〕（論語八佾）定公問。君使臣。臣事君如何。孔子對曰。君使臣以禮。臣事君以忠。

故上下相親也。

〔解釋〕 臣君を善に道く。君臣並に其福を受く。君臣の福は即ち國家上下の福なり。故に上下相親愛するに至る。

詩云心乎愛矣。遐不謂矣。忠心臧之。何日忘之。

〔字義〕 遐。何ぞなり。謂。告ぐ。臧。善に同じ。

〔解釋〕 此詩は詩經小雅隰桑の篇に在り。曰く。心真に君を愛す。何を善言を以て君に告げざらん。衷心君を善にせんと願ふ。何の日か君の身を忘るゝこと有らんと。君子の君に於ける亦た然り。

〔參考〕（書經周書立政）自一話一言。我則末。惟成德之彦。嗚呼予

且己受人之微言。咸告孺子王矣。

（孟子梁惠王章句下齊宣王見孟子於雪宮章）其詩曰。畜君何尤。畜君者好君也。

喪親章第二十二

此章父母の喪に對する道を説く。

子曰。孝子之喪親也。

〔字義〕 喪親。親歿して子喪服を着して憂に居るを謂ふ。

〔解釋〕 孔子曰く。孝子の其親に喪禮を執るや。

哭不依。禮亡容。言不文。服美不安。聞樂不樂。食旨不甘。此哀戚之情也。

〔字義〕 依。餘聲の絶えざるなり。容。容貌。文。秩序。甘。甘はあまきなり轉じて美味の意なり。戚。愁嘆。

〔解釋〕 親歿して哭する。わつと聲を揚げて絶え入り。其聲續かず。進退舉止禮に従ふと雖も。容貌態度整正ならず。人と言ふや。言に秩序文飾無し。美衣を服するも心に安んぜず。故に聖人禮を制して粗布を以て喪服を作り。之に穿たしむ。樂聲耳に聞ゆるも樂まず。故に敢て之を聽かず。美旨を食ふもうまからず。故に僅に粥を啜りて。飢を防ぐのみ。是強いて然るに非ず。孝子哀戚の情禁する能はざればなり。

〔參考〕 (論語陽貨) 宰我問。三年之喪。期已久矣。君子三年不爲禮。禮必壞。三年不爲樂。樂必崩。舊穀既沒。新穀既升。鑽燧改火。期可已矣。子曰。食夫稻。衣夫錦。於女安乎。曰安。女安則爲之。夫君子之居。喪食旨不甘。聞樂不樂。居處不安。故不爲也。今女安則爲之。

之。宰我出。子曰。予之不仁也。子生三年。然後死。於父母之懷。夫三年之喪。天下之通喪也。予也有三年之愛。於其父母乎。

三日而食。教民亡以死傷生也。

〔字義〕 三日而食。禮。親歿後三日を経ば常食に就かしむ。

〔解釋〕 禮に定めて。親歿して後三日。常食を取らしむるは。人の其親の死の故を以て。久しく滋味を食はず。之に因て健康を傷ふに至る無さを教ふるなり。

毀不滅性。此聖人之正也。

〔字義〕 毀。毀傷。性。は生なり生命なり。

〔解釋〕 孝子喪に服す。哀戚の餘身を傷ひて瘠衰するに至るとも。其極性を滅して死を招くが如きは。孝反て不孝に陥るを以て。禮之

を許さず。毀瘠すると雖も、生を滅せざれと定められたるは、此聖人の正法なり。

喪不_レ過_二三年_一。示_二民有終也_一。

〔字義〕 三年。二十五箇月。

〔解釋〕 孝子の親の喪に於ける。終身の憂なり。然れども麻服を着。喪禮に従ふこと三年を過ぎずと定められたるは、人に事の限度あるを示すなり。

爲_二之棺槨_一。衣衾以舉_レ之。

〔字義〕 槨。棺の外圍ひの函。

〔解釋〕 制に従ひて死者の棺槨を造り、先づ衣を屍に着せしめ、衾を以て之を護り、之を擧げ起して棺に納め、外圍むに槨を以てす。

陳_二其簠簋_一而哀戚_レ之。

〔字義〕 簠。祭器の名。何れも黍稷を盛る器なり。

〔解釋〕 尸を棺槨に納るれば、之を淨室に安置し、簠簋其他の祭器式の如く其前に陳設し、更に哀戚の情を致す。

哭泣擗踊。哀以送_レ之。卜_二其宅兆_一而安措_レ之。

〔字義〕 擗踊。擗は悲みの切なきに、手を以て胸を叩く。踊はおどり狂ふ地韃を踏むを謂ふ。男子は踊し、女子は擗するなり。宅兆。宅は墓穴。兆は墓域。安措。措は置に同じ安置するなり。

〔解釋〕 棺を家に留むる期間經過し、之を葬るの日に當りては、これ永き別なれば、更に哭泣擗踊し、哀むで之を葬所に送る。葬るに先ち、其地の伏石漏水の有無を検し、又他年或は市邑に變すること

なからんかど慮り、其等の恐れ無さを確め畢るの後、墓穴を鑿ち、棺を其中に安置す。

爲之。宗廟。以鬼享之。春秋祭祀。以時思之。

〔字義〕 以鬼享之。鬼は靈なり。享は祀なり。靈に事ふる禮を以て之を祀る。春秋。春夏秋冬の略。

〔解釋〕 三年の喪畢れば、宗廟を造り、靈に事ふる禮を以て、之を祀り、春夏秋冬祭祀懈る無く、春雨既に濡へば、之に感じて悚惕の心あり、秋霜既に降れば、之に感じて悽愴の心あり、四時の節物を以て、追思して止まざるなり。

〔參考〕 (中庸)子曰、武王周公其達孝矣乎、夫孝者、善繼_{ナレカ}人之志、善述_{ナレカ}人事者也、春秋脩_{ナレカ}其祖廟、陳_{ナレカ}其宗器、設_{ナレカ}其裳衣、薦_{ナレカ}其時食、宗廟之禮、所以序_{ナレカ}昭穆也、序_{ナレカ}爵所_{ナレカ}以辨_{ナレカ}貴賤也、序_{ナレカ}事所_{ナレカ}以辨_{ナレカ}賢

也。

生事愛敬。死事哀戚。生民之本盡矣。死生之誼備矣。孝子之事終矣。

〔解釋〕 父母生ける時は、之に事ふるに愛敬を以てし。死せる後は、之に事ふるに哀戚を以てす。生民百行の本たる孝道是に至りて盡く、死後に事へ生時に奉ずるの義是に至りて備る。即ち孝子たるの道も亦た是に至りて終る。

孝經詳解終

今文孝經正文

開宗明義章第一

仲尼居。曾子侍。子曰。先王有至德要道。以順天下。民用和睦。上下無怨。汝知之乎。曾子避席曰。參不敏。何足以知之。子曰。夫孝德之本也。教之所由生也。復坐。吾語汝。身體髮膚。受之父母。不敢毀傷。孝之始也。立身行道。揚名於後世。以顯父母。孝之終也。夫孝始於事親。中於事君。終於立身。大雅云。無念爾祖。聿脩厥德。

天子章第二

子曰。愛親者。不敢惡於人。敬親者。不敢慢於人。愛敬盡於事親。而德教加於百姓。刑于四海。蓋天子之孝也。甫刑云。一人有慶。兆民賴之。

諸侯章第三

在上不驕。高而不危。制節謹度。滿而不溢。高而不危。所以長守貴也。滿而不溢。所以長守富也。富貴不離其身。然後保其社稷。而和其民人。蓋諸侯之孝也。詩云。戰戰兢兢。如臨深淵。如履薄冰。

卿大夫章第四

非先王之法服。不敢服。非先王之法言。不敢道。非先王之德行。不敢行。是故非法不言。非道不行。口無擇

言。身無擇行。言滿天下。無口過。行滿天下。無怨惡。三者備矣。然後能守其宗廟。蓋卿大夫之孝也。詩云。夙夜匪懈。以事一人。

士章第五

資於事父以事母。而愛同。資於事父以事君。而敬同。故母取其愛。而君取其敬。兼之者父也。故以孝事君。則忠。以敬事長。則順。忠順不失。以事其上。然後能保其祿位。而守其祭祀。蓋士之孝也。詩云。夙興夜起。無忝爾所生。

庶人章第六

用天之道。分地之利。謹身節用。以養父母。此庶人之

孝也。故自天子至於庶人，孝無終始而患不及者，未之有也。

三才章第七

曾子曰：甚哉孝之大哉。子曰：夫孝天之經也，地之義也，民之行也。天地之經，而民是則之，則天之明，因地之利，以順天下，是以其教不肅而成，其政不嚴而治。先王見教之可以化民也，是故先之以博愛，而民莫遺其親，陳之以德義，而民興行，先之以敬讓，而民不爭，道之以禮樂，而民和睦，示之以好惡，而民知禁，詩云：赫赫師尹，民具爾瞻。

孝治章第八

子曰：昔者明王之以孝治天下也，不敢遺小國之臣，況於公侯伯子男乎？故得萬國之歡心，以事其先王。治國者不敢侮於鰥寡，而況於士民乎？故得百姓之歡心，以事其先君。治家者不敢失於臣妾，而況於妻子乎？故得人之歡心，以事其親。夫然，故生則親安之，祭則鬼享之。是以天下和平，災害不生，禍亂不作。故明王之以孝治天下也如此。詩云：有覺德行，四國順之。

聖治章第九

曾子曰：敢問聖人之德，無以加於孝乎？子曰：天地之性，人為貴。人之行，莫大於孝。孝莫大於嚴父。嚴父莫大於配天。則周公其人也。昔者周公郊祀后稷以配

天宗祀文王於明堂以配上帝是以四海之內各以其職來助祭夫聖人之德又何以加於孝乎故親生之膝下以養父母日嚴聖人因嚴以教敬因親以教愛聖人之教不肅而成其政不嚴而治其所因者本也父子之道天性也君臣之義也父母生之續莫大焉君親臨之厚莫重焉故不愛其親而愛他人者謂之悖德不敬其親而敬他人者謂之悖禮以順則逆民無則焉不在於善而皆在於凶德雖得之君子不貴也君子則不然言思可道行思可樂德義可尊作事可法容止可觀進退可度以臨其民是以其民畏而愛之則而象之故能成其德教而行其政令詩云敬人君子其儀不忒

紀孝章第十

子曰孝子之事親也居則致其敬養則致其樂病則致其憂喪則致其哀祭則致其嚴五者備矣然後能事親事親者居上不驕爲下不亂在醜不爭居上而驕則亡爲下而亂則刑在醜而爭則兵三者不除雖日用三牲之養猶爲不孝也

五刑章第十一

子曰五刑之屬三千而罪莫大於不孝要君者無上非聖人者無法非孝者無親此大亂之道也

廣要道章第十二

子曰。教民親愛。莫善於孝。教見禮順。莫善於悌。移風易俗。莫善於樂。安上治民。莫善於禮。禮者敬而已矣。敬其父則子悅。敬其兄則弟悅。敬其君則臣悅。敬一人而千萬人悅。所敬者寡。而悅者衆。此之謂要道也。

廣至德章第十三

子曰。君子之教以孝也。非家至而日見之也。教以孝所以敬天下之為人父者也。教以悌所以敬天下之為人兄者也。教以臣所以敬天下之為人君者也。詩云。愷悌君子。民之父母。非至德其孰能順民如此其大者乎。

廣揚名章第十四

子曰。君子之事親孝。故忠可移於君。事兄悌。故順可移於長。居家理。故治可移於官。是以行成於內。而名立於後世矣。

諫爭章第十五

曾子曰。若夫慈愛恭敬安親揚名則聞命矣。敢問。子從父之令。可謂孝乎。子曰。是何言與。是何言與。昔者天子有爭臣七人。離無道不失天下。諸侯有爭臣五人。離無道不失其國。大夫有爭臣三人。離無道不失其家。士有爭友。則身不離於令名。父有爭子。則身不陷於不義。故當不義則子不可以不爭於父。臣不可

以不爭於君。故當不義則爭之。從父之命。又焉得為孝乎。

應感章第十六

子曰。昔者明王事父孝。故事天明。事母孝。故事地察。長幼順。上下治。天地明察。神明彰矣。故雖天子。必有尊也。言有父也。必有先也。言有兄也。宗廟致敬。不忘親也。脩身慎行。恐辱先也。宗廟致敬。鬼神著矣。孝悌之至。通於神明。充于四海。無所不通。詩云。自西自東。自南自北。無思不服。

事君章第十七

子曰。君子之事上也。進思盡忠。退思補過。將順其美。

匡救其惡。故上下能相親也。詩云。心乎愛矣。遐不謂矣。中心誠之。何日忘之。

喪親章第十八

子曰。孝子之喪親也。哭不偯。禮無容。言不文。服美不安。聞樂不樂。食旨不甘。此哀戚之情也。三日而食。教民無以死傷生。毀不滅性。此聖人之政也。喪不過三年。示民有終也。為之棺槨。衣衾而舉之。陳其簠簋而哀戚之。擗踊哭泣。哀以送之。卜其宅兆而安措之。為之宗廟。以鬼享之。春秋祭祀。以時思之。生事愛敬。死事哀戚。生民之本盡矣。死生之義備矣。孝子之事親終矣。

今文孝經正文終

明治四十三年十月二十日印刷
明治四十三年十月二十五日發行

著者 三十一日

山川 早水

發行者

東京市神田區今川小路一丁目一番地
山本 錄藏

印刷者

東京市神田區三河町一丁目十四番地
緒形 功

印刷所

東京市神田區三河町一丁目十四番地
丸利印刷所



發行所

東京市淺草區森下町

岡崎屋書店

東京市神田區今川小路

岡崎屋書店

電話本局一四八番
振替口座三八一四番

岡崎屋出版書目發賣目錄

山川早水註

訓傳習錄

全一冊

洋裝頗美本四百五十頁餘
正價金七十五錢 郵稅八錢

東京大學大算院
宮本藤吉編纂

新編
平面三角法問題集
附 解答

全一冊
正價 金十六錢
郵稅 金六錢

岡本則錄校閱
三木清二編纂

最新
算術自修便
最新
代數學自修便
最新
續代數學自修便
最新
三角法自修便

各全一冊
正價 金各三錢
郵稅 金各四錢

神奈川縣立第一中學校
小櫃守衛著

新編
英文讀本
學生必讀

全一冊
正價 金十六錢
郵稅 金二十錢

增補二版

新編
英文讀本

小櫃守衛著

神奈川縣第一中學校教諭

正價 金六十五錢
郵稅 金十二錢

(全二冊)

嘉納治五郎先生序
有馬純臣先生著

柔道大意

正 價
各金二十五錢

通俗

柔道圖解

郵稅各金四錢

其理深遠、其術靈妙、以
て體力を養成すべく、
神の修養、意志の鍛錬、
一に斯道に依りて、
し得べきも、實に我
道の特色、世界に比
所以の、何本は講道
柔道の紹介、併て初
下、の、紹、介、し、
者、の、目、的、と、し、
以て、瞭然と、し、
立、て、然、ら、し、
有、志、の、士、速、に、
精、心、を、身、に、鍛、錬、
妙、き、理、を、自、得、せ、
事、を

トーマスカール著
文學士 土井晚翠譯

訂改 英雄論

全 一 冊

正價金五十錢 郵税金八錢

著者は有名なる世界の文豪にして該譯書の實價は世既に定評あり徒に誇
大の言を勞せず、
先生の序文に曰く、舊信仰既に廢れて新信仰未だ興らず靈界嚮導光暗
に没して民心其憑依する所を知らずとせばトーマスカールの言豈に
一考の價なしとせず嗚呼東海の君子國長時の懶眠を破り世界の大道に立
ちて三十年間物質的文明の利害已に如斯泰西近時の史跡に照して本邦の
現狀を顧みば本書の譯述未だ必ずしも徒勞ならざるを知らん

營業規定

要旨

弊店發行の書籍は勿論内外各國の圖書をも汎く販賣仕り候
書籍代價并に有無等御照會は往復はがき又は返信郵券封入の上御照會下され度速
に御返信可申上候

注文

御注文の節は總て前金御送附被下度候尙其節は御姓名御住所書名等明瞭に御記載
被下度候

送費

送費は圖書代價の外に申受候且つ軸物等異常の物は遠近に依り送料に差異を生じ
候に付總て實費を御請求可仕候
但し市内は總て無過送料にて御届け申上候

荷造

精々注意致し堅固に調製可仕候得共萬一遞送途中に於て破損紛失又は不慮の變災
より生じたる損害は其運送を引受たのもの各自の規定に基き賠償可致書に付弊店
は書留郵便又は保險付の外一切其責めに任じ不申候

送金

御送金は左項の中御便宜の方法を御選擇下さるべく殊に郵便振替貯金は何等の費
用をも要せずして最も御便宜に且つ紛失の恐れ無之候に付特に右方法を御推薦申

上候尙銀行手形郵便爲替及代用郵券封入の御書狀にして書留郵便ならざるものは
不着紛失等の事有之候とも弊店には責任無之き物と御承知被下度候

- 一郵便振替貯金口座番號三八一四番(郵便振替貯金は御最寄の郵便局へ用紙に金額及び書面注文記等御認めの上御差出され無手数料にて取扱申候用紙は別に挾置候)
- 一銀行手形(東京市内所在の銀行宛)
- 一郵便爲替(東京市神田區一ツ橋局宛)
- 一郵券代用(一割増)

御注意 (代用の郵券は内地郵券のみに御願申上候且つ粘着せしめざる様御注意
被下度候)

代金引替

小包郵便

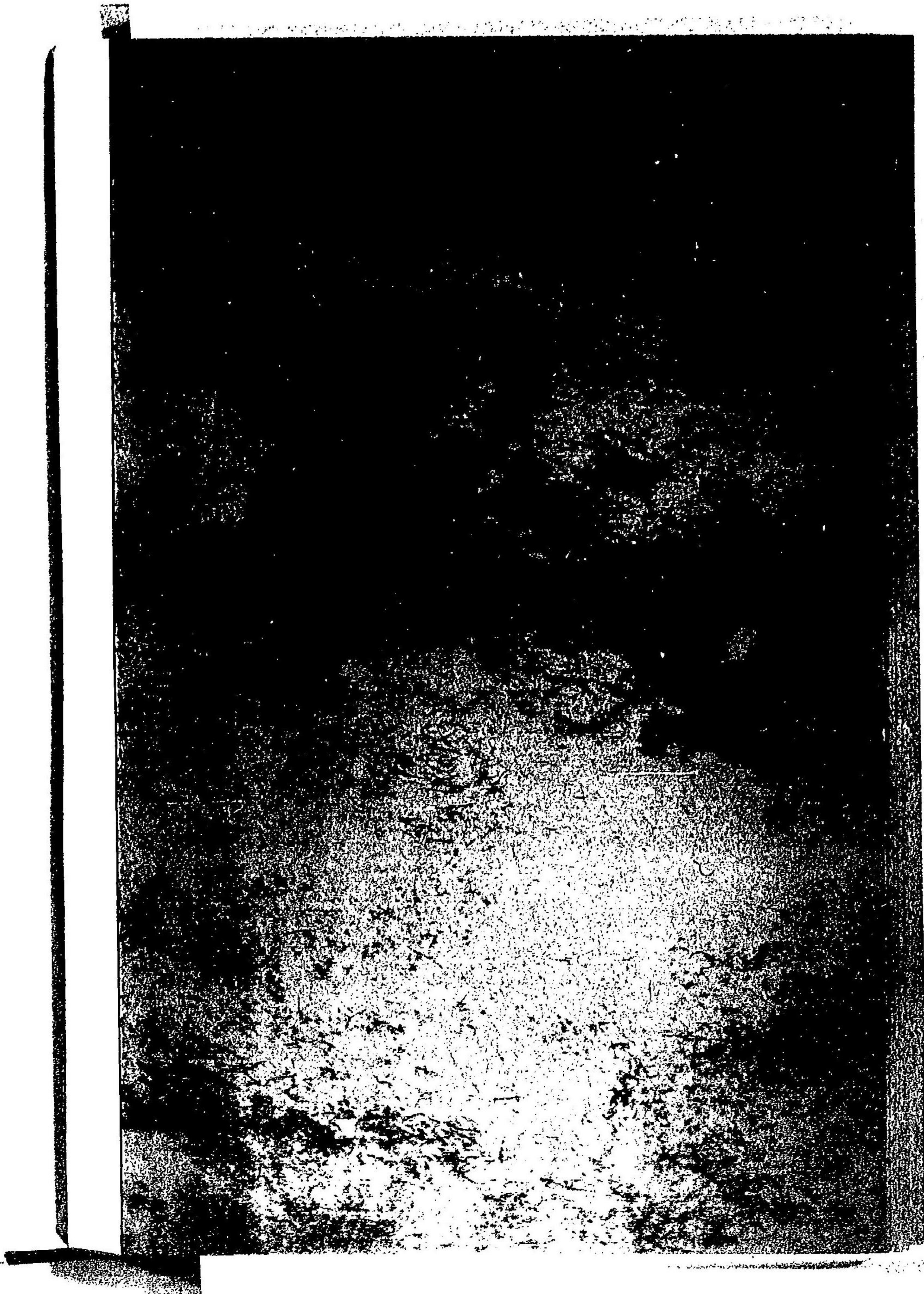
割引

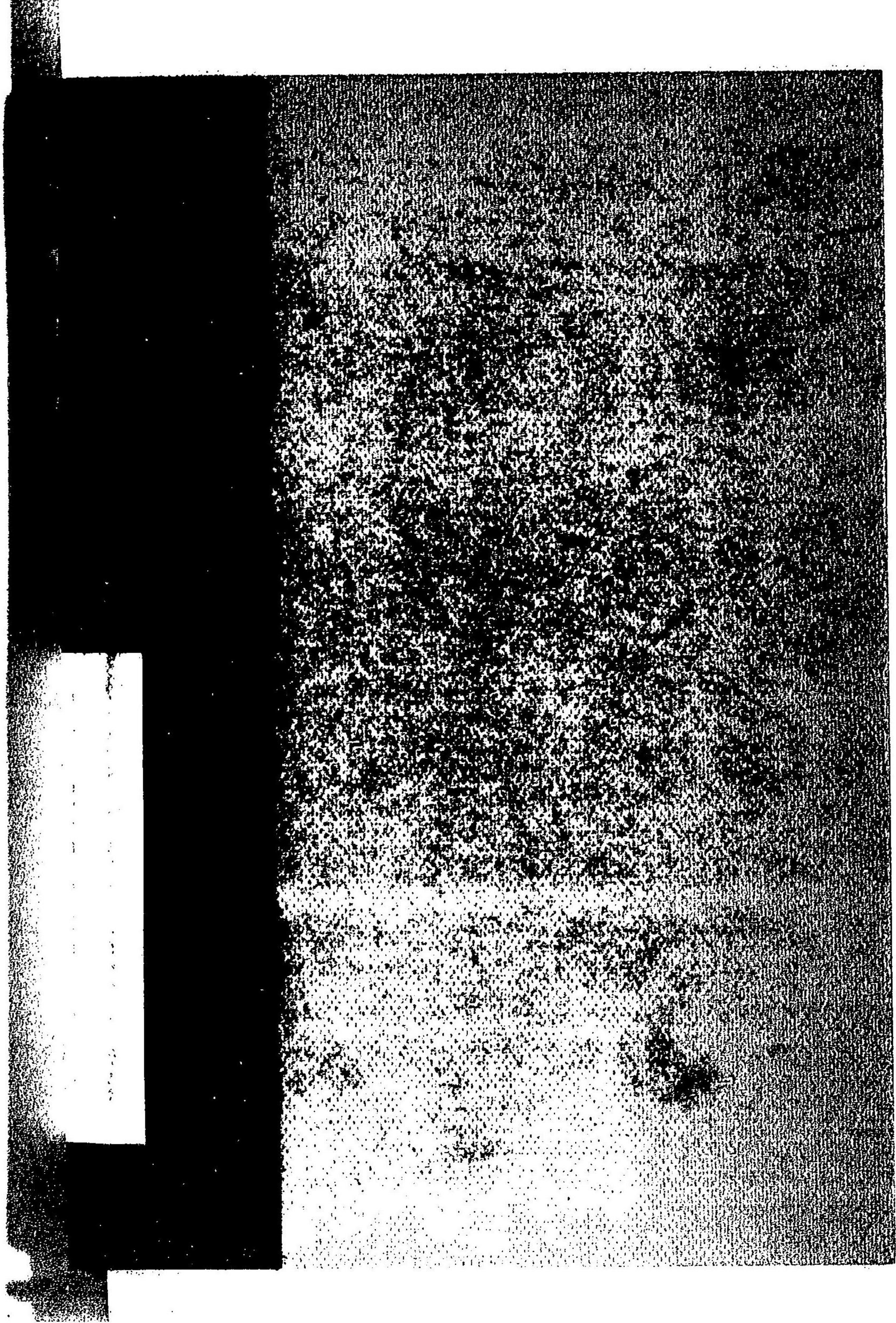
書籍代價全額の三分の一以上御送附候は、代金引替小包の御注文に可應候但し發送
品御引替無之ときは御前金は其損害代價として御返附不申上候
一時に多數御購求の節は部數に隨ひ相當の割引可仕候間何卒陸續御購入の程奉願
上候

領收書

圖書代價及過送料に對する領收書は別に送呈不仕候間圖書の送達を以て其證と御
見做被下度候但し領收書御入用の節は別に郵券三錢又は端書御送附被下度候

261
594





特 61
748

008744-000-4

特 61-748

孝經詳解

山川 雲猷 / 著

M43

AAC-1727



2

261
594